

入札情報公開システムの導入

令和7年6月から、現在公告中の入札情報や開札結果を確認できる「**入札情報公開システム**」の運用を開始しています。システムの利用方法は、県ホームページでお知らせしています。（当面の間は、県ホームページによる公開も併行して行います。）

また、「**電子入札システム**」については、平成19年度から出納局において、条件付一般競争入札を対象に電子化を進めておりましたが、令和5年度からは印刷物の電子見積合わせ（オープンカウンター方式）に対象を広げ、印刷物以外の物品についても、令和7年9月に電子見積合わせを開始したところです。

引き続き、入札参加事業者の利便性の向上、入札手続きの公平性や透明性の確保に努めてまいります。

	入札情報公開システム (入札情報・開札結果の公開)	電子入札システム (入札・見積合わせの実施)
システム導入前	出納局または地方振興局出納室の各ホームページで調達案件や入札結果を確認	紙入札または紙見積書による見積合わせの実施
システム導入後	入札情報公開システム により一括して調達案件を確認（運用開始からしばらくの間は出納局の調達案件が主となります）	電子入札システム により入札・見積合わせの実施
メリット	現在公告中の入札や見積合わせ情報がシステムで検索・確認ができる 発注情報閲覧画面から直接電子入札システムへログインできる 開札結果等が速やかに確認できる	紙入札書の作成や郵送が不要となり入札参加者の利便性が向上する
利用時間	平日午前6時～午後11時 （電話での問い合わせは、平日午前9時～12時、午後1時～5時のみ受付）	平日午前8時～午後10時 （電話での問い合わせは、平日午前9時～12時、午後1時～5時のみ受付）
システムを利用するために必要な手続き	必要な手続きはない。誰でも閲覧することが可能	【電子入札に参加する場合】 ＩＣカード・カードリーダーを購入し、利用者登録が必要 【電子見積合わせに参加する場合】 無料のユーザーＩＤの取得が必要

電子システムを利用した物品調達(入札の場合)の主な流れ

	入札情報公開システム	電子入札システム	電子入札システム	入札情報公開システム
県	①調達情報の公開	④審査結果通知	⑥開札	⑦入札結果の公開
参加事業者	②調達情報の確認	③参加資格申請	⑤入札書の提出	⑧入札結果の確認